

事 務 連 絡
平成 21 年 5 月 16 日

各都道府県認定こども園担当部局 御中

文部科学省・厚生労働省幼保連携推進室

新型インフルエンザに対する認定こども園の対応について

今般、国内において新型インフルエンザの発生に伴い、「新型インフルエンザに関する対応について（第4報）」（文部科学省高等教育局私学部私学行政課、スポーツ・青少年局学校健康教育課連名事務連絡）、「新型インフルエンザに対する社会福祉施設等の対応について」（厚生労働省健康局結核感染症課、雇用均等・児童家庭局総務課、社会援護局福祉基盤課、障害保健福祉部企画課、老健局総務課連名事務連絡）、「新型インフルエンザ対策に伴う保育サービスの留意点について」（厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課事務連絡）（いずれも平成 21 年 5 月 16 日付）が発出されたところですが、認定こども園にかかる対応については、幼稚園、保育所双方の機能を併せ持つものであることから、それぞれの機能の特徴を考慮しつつ、これらの事務連絡を踏まえ、適切に対応されるようお願いいたします。

（お問い合わせ先）

文部科学省・厚生労働省幼保連携推進室
03-6734-3136 / 03-3595-2226

事務連絡
平成21年5月16日

附属学校を置く各国立大学法人担当課
各都道府県私立学校主管課
各都道府県・指定都市教育委員会総務課
小中高等学校を設置する各学校設置会社の学校担当事務局

御中

文部科学省初等中等教育局児童生徒課
文部科学省高等教育局私学部私学行政課
文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課

新型インフルエンザに関する対応について（第4報）

本日、国内でも新型インフルエンザの感染事例が確認され、政府行動計画でいう第二段階（国内発生早期）に移行したところです。

これを受け、政府は、本日、新型インフルエンザ対策本部幹事会を開催し、5月1日に決定している政府の「基本的対処方針」を踏まえ、当面講ずべき措置の具体的内容を決めた「確認事項」を決定しました。

また、文部科学省においても、同日、文部科学省新型インフルエンザ対策本部作業部会を開催し、今後の具体的方針について協議しました。

については、厚生労働省の新型インフルエンザに関する情報や外務省の渡航関連情報にも御注意いただくとともに、「基本的対処方針」及び「確認事項」等に基づき、特に、患者や濃厚接触者が活動した地域等においては、下記の点に留意するなど、適切に対応くださるようお願いします。

国立大学法人におかれましては各附属学校に対して、都道府県教育委員会におかれましては域内の市区町村教育委員会及び所管の学校（専修学校・各種学校を含む。）、社会教育施設、社会体育施設、文化施設に対して、都道府県私立学校主管課におかれましては所轄の学校（専修学校・各種学校を含む。）等に対して、周知をお願いします。

文部科学省としては、今後とも情報収集及び提供に努めてまいりますので、今後の動向に御注意くださるようお願いします。

なお、都道府県保健部局等が行う学校の臨時休業の開始時期の要請については、従来のガイドラインを弾力的、機動的に運用するものとされていますが、都道府県保健部局等から学校の臨時休業の要請があった場合の学校の設置者の対応については、従来からお示ししている「新型インフルエンザに関する文部科学省行動計画」や5月1日付け事務連絡「新型インフルエンザに関する対応について（第2報）」等と変更ありませんので、念のため申し添えます。

記

- 1 外出に当たっては、人混みをなるべく避けるとともに、手洗い、マスク着用、咳エチケットの徹底、うがい等を呼びかけること。
- 2 学校においては、時差通学、自転車通学等を容認するなど児童生徒等の感染機会を減らすための工夫を検討すること。
- 3 集会、スポーツ大会等については、一律自粛要請は行わないが、主催者に対し、感染の広がりを考慮し、当該集会等の開催の必要性を改めて検討するとともに、感染機会を減らすための工夫を検討するよう要請すること。
- 4 都道府県保健部局等から学校の臨時休業の要請があった場合、学校の設置者は、必要に応じて要請を行った都道府県保健部局等と相談しつつ、臨時休業の開始時期及び対象校等を検討し、これらの措置が適切に講じられるようにすること。
なお、政府の「確認事項」においては、次に掲げる考え方により、都道府県保健部局等から学校の設置者に対し、臨時休業を要請するとされていることに留意願います。
 - (1) 学校（大学を除く。以下同じ。）については、児童生徒等を通じて感染源となりやすいことから、発生した患者が学校に通う児童生徒等である場合、人口密度や生活圏域等を考慮しつつ、原則として、市区町村の一部又は全域、場合によっては都道府県全域の学校の臨時休業を要請する。
 - (2) 発生した患者が児童生徒等以外である場合であっても、二次感染が生じ、さらに感染拡大のおそれがあるときは、同様に、学校の臨時休業を要請する。
 - (3) 臨時休業は、基本的には、発生段階が回復期に至るまでは継続することになるが、疫学的情報を踏まえ、各都道府県において1週間ごとに検討を行う。
- 5 学校が臨時休業等の措置を行う必要がある状況にもかかわらず、臨時休業等の措置が講じられない場合、文部科学省が厚生労働省等からの情報等に基づき、当該都道府県教育委員会、附属学校を置く国立大学法人又は私立学校担当の知事部局に対し、臨時休業等の要請を行うことがあり得ること。
- 6 学校の臨時休業等の措置等を講じるに当たっては、患者等やその家族及び接触者に対する差別が起こらないよう十分留意すること。
- 7 臨時休業等の措置を行った学校においては、当該期間中の生活指導、学習指導及び保健指導に十分な配慮がなされること。
- 8 国内の修学旅行等については、臨時休業等の措置を講じている学校等を除き、現段階では一律に自粛を含めた再検討を求める情勢ではないと認識しているが、現在の新型インフルエンザの発生場所や今後の発生動向などを踏まえ、都道府県保健部局等とよく相談し、正確な情報に基づき適切に対応すること。

(参考)

(別紙1) 基本的対処方針(新型インフルエンザ対策本部 平成21年5月1日決定)

(別紙2) 「基本的対処方針」の実施について

(新型インフルエンザ対策本部諮問委員会 平成21年5月16日決定)

(別紙3) 確認事項

(新型インフルエンザ対策本部幹事会 平成21年5月16日決定)

(別紙4) 「確認事項」Q&A

(別紙5) 新型インフルエンザ対策行動計画等(抜粋)

(別紙6) 学校保健安全法(抜粋)

○文部科学省新型インフルエンザ電話相談窓口

対応時間：午前9時～午後6時30分(平日、休日ともに)

電話番号：03-6734-2957

○参考ホームページ

(首相官邸ホームページ)

<http://www.kantei.go.jp/jp/kikikanri/flu/swineflu/index.html>

(厚生労働省ホームページ)

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/index.html>

(外務省ホームページ)

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

(文部科学省ホームページ)

http://www.mext.go.jp/a_menu/influtaisaku/

【本件連絡先】

文部科学省：03-5253-4111(代表)

○学校保健・その他：スポーツ・青少年局学校健康教育課保健指導係(内2918)

○国内修学旅行：初等中等教育局児童生徒課生徒指導調査分析係(内3057)

○海外修学旅行・高校生留学・帰国児童生徒の受入れ：初等中等教育局国際教育課
国際理解教育係(内3562)

○国立大学附属学校：高等教育局大学振興課教員養成企画室教育大学係(内3498)

○私立学校：高等教育局私学部私学行政課法規係(内2532)

○専修学校・各種学校：生涯学習政策局生涯学習推進課専修学校第一係(内2939)

○社会教育施設：生涯学習政策局社会教育課法規係(内2973)

○社会体育施設：スポーツ・青少年局企画・体育課施設係(内2672)

○文化施設：文化庁文化部芸術文化課推進係(内3163)

事務連絡

平成21年5月16日

都道府県
各 指定都市 民生主管部局 御中
中核市

厚生労働省健康局結核感染症課
厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
厚生労働省老健局総務課

新型インフルエンザに対する社会福祉施設等の対応について

国内において新型インフルエンザが発生し、「新型インフルエンザ対策行動計画」（新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議 平成21年2月改定）（以下「行動計画」という。）における第二段階（国内発生早期）となり、新型インフルエンザ対策本部幹事会において別添の「確認事項」が決定されたことに伴い、社会福祉施設等における当面の対応について下記のとおりお知らせいたします。

なお、今後とも最新の状況等を勘案し、適宜情報提供していく予定ですので管内市町村及び関係機関等にその周知徹底を図るようお願いします。

記

- 1 いわゆる新型インフルエンザ対策については、「「高齢者介護施設における新型インフルエンザ対策等の手引き」の送付について」（平成18年3月20日付事務連絡厚生労働省健康局結核感染症課・老健局計画課・老健局振興課・老健局老人保健課連名）（以下「手引き」という。）において、高齢者介護施設における対策をお示ししているところです。

今般、国内で新型インフルエンザが発生したことに伴い、社会福祉施設等の対応について、次のとおり整理しました。

- (1) 高齢者介護施設（短期入所、通所施設等を含む。）における対応について

高齢者介護施設における対応については、上記行動計画において第二段階（国内発生早期）であるため、手引き 8 ページに準ずる対応をお願いします。また、別紙 1 の点について十分ご留意した対応をお願いします。

※ WHOの宣言するフェーズは 5 となっておりますが、現在、行動計画上の第二段階（国内発生早期）であるため、手引き上は 8 ページの部分を当面はご覧ください。

(2) 社会福祉施設等（高齢者介護施設を除く。）における対応について

社会福祉施設等（高齢者介護施設を除く。）においても、上記(1)及び別紙 1 を参考とした対応をお願いします。

また、児童の社会的養護施設（ショートステイ、トワイライトステイ、通所を含む。）及び婦人保護施設においては、それぞれ児童相談所及び婦人相談所との連携に十分留意した対応をお願いします。

(3) 居宅を訪問して行う介護サービスにおける対応について

訪問介護サービス、訪問看護サービス、居宅介護支援等においても、上記(1)を参考に、別紙 2 の点について十分ご留意した対応をお願いします。

2 参考

- ・「新型インフルエンザ対策行動計画」
(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/13.html>)
- ・「新型インフルエンザ対策ガイドライン」
(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/09.html>)
- ・「ブタインフルエンザに対する対応について（情報提供）」（平成 21 年 4 月 27 日付事務連絡厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課連名）
- ・「新型インフルエンザに対する対応について」（平成 21 年 4 月 28 日付事務連絡厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課連名）
- ・「高齢者介護施設における新型インフルエンザ対策等の手引き」
(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/pdf/07.pdf>)
- ・「『新型インフルエンザ対策行動計画』の改定に伴う『高齢者介護施設に

おける新型インフルエンザ対策等の手引き』の参照方法について」(平成
21年5月8日付事務連絡厚生労働省健康局結核感染症課、雇用均等・
児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福
祉部企画課、老健局総務課連名)

高齢者介護施設（短期入所、通所施設等を含む。）における留意点

- 地域や職場における感染拡大を防止するため、患者や濃厚接触者が活動した地域等においては、事業者（高齢者介護施設）に対し、時差出勤等を容認するなど従業員等の感染機会を減らすための工夫を検討するよう周知をお願いします。
- 手引きにおいては、「利用者や職員などの関係者においても、手洗いやうがい、マスクの着用を励行し、流行地への渡航、人混みや繁華街への外出を控えることが重要です。」とされていますので、患者や濃厚接触者が活動した地域等においては、事業者、事業所の職員及び利用者に対して、外出に当たっては人混みをなるべく避けるとともに、さらなる手洗いやうがい、マスクの着用、咳エチケットの徹底をお願いします。
- 高齢者介護施設のうち短期入所、通所施設等において、手引きでは、「新型インフルエンザ患者及び患者と接触した者が関係する短期入所、通所施設等の臨時休業（利用の休止）」が求められています。また、別添の「確認事項」の三（五）において、学校・保育施設等の臨時休業の取扱いが示されており、短期入所、通所施設等についてもこれに沿って、都道府県から直接、あるいは市町村経由で臨時休業が要請されます。

これらを踏まえ、患者や濃厚接触者が活動した地域等の各事業者においては、地域の保健所、各市町村介護保険担当部局、各都道府県介護保険担当部局と十分相談の上、臨時休業等について適切に判断するとともに、あわせて利用者や家族等に対する周知をお願いします。
- 手引きにおいては、「新型インフルエンザ様症状の認められた従業員等の出勤停止や医療機関への受診勧奨などの徹底」が求められていますので、利用者や従業員等が新型インフルエンザに感染していると疑われる場合、事業者は、利用者・その家族又は従業員等に対して、厚生労働省がお示ししている「新型インフルエンザに関するQ&A（保健所用：暫定版）」（<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/02.html>）を参考にして、事前に、最寄りの保健所等に設置された発熱相談センターに相談し、その指示に従って、発熱外来や感染症指定医療機関などを受診することを助言してください。

- 高齢者介護施設（短期入所、通所施設等を除く。）において、手引きでは、「家族等への面会の制限」が求められていますので、各事業者においては、地域の保健所、各市町村介護保険担当部局と十分相談の上、面会の方法等について判断してください。

居宅を訪問して行う介護サービスにおける留意点

- 職員などの関係者について、手洗いやうがい、マスクの着用、咳エチケットの徹底等を励行し、流行地への渡航、人混みや繁華街への外出を控えるようお願いいたします。
- 保健所、指定された医療機関や各都道府県の担当部局等との連携体制を再確認しておいてください。
- 患者や濃厚接触者が活動した地域等においては、以下のとおり対応をお願いします。
 - ・当該地域の利用者に対するサービスについては、訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション等のサービス提供前後における手洗いやうがい、マスクの着用、エプロンの着用、必要時の手袋の着用、咳エチケットの徹底を行うと同時に、事業所内でもマスクを着用する等、感染機会を減らすための工夫を行う
 - ・利用者や従業員等が新型インフルエンザに感染していると疑われる場合、事業者は、利用者・その家族又は従業員等に対して、厚生労働省がお示ししている「新型インフルエンザに関するQ&A（保健所用：暫定版）」（<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/02.html>）を参考にして、事前に、最寄りの保健所等に設置された発熱相談センターに相談し、その指示に従って、発熱外来や感染症指定医療機関などを受診することを助言すること

都道府県
各指定都市 保育主管課 殿
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

新型インフルエンザ対策に伴う保育サービスの留意点について

今般、国内において新型インフルエンザが発生したことに伴い、「新型インフルエンザに対する社会福祉施設等の対応について」（平成21年5月16日付、厚生労働省健康局結核感染症課、雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、障害保健福祉部企画課、老健局総務課連名事務連絡）が発出されました。

保育サービスについても当該事務連絡を踏まえるとともに、都道府県におかれては、下記事項について管内市町村に周知していただくとともに、管内市町村との連絡体制を十分整え、冷静な対応をしていただくようお願いします。

記

- 1 保育サービスは、保護者の就労等の状況によって必要となるサービスであるため、市町村において、保育サービスの提供主体である、認可保育所、認可外保育施設、家庭的保育ごとに、その利用状況を十分に把握してください。
- 2 「新型インフルエンザ対策ガイドライン」（平成21年2月17日策定）において、新型インフルエンザが国内に流入し、都道府県内で発生が確認された段階における感染拡大防止対策の一つとして、都道府県が「学校、保育施設等」の臨時休業を要請することとしておりますが、平成21年5月16日に新型インフルエンザ対策本部幹事会で決定された「確認事項」において、当面次の措置を講ずることとされているので留意してください。
 - (1) 「発生した患者が学校・保育施設等に通う児童・生徒等である場合、人口密度や生活圏域等を考慮しつつ、原則として、市区町村の一部又は全域、場合によっては都道府県全域の学校・保育施設等の臨時休業を要請する。」こと。
※ 臨時休業の要請は、都道府県の新型インフルエンザ対策本部等が保育担当部局と連携し、患者や濃厚接触者が活動した地域等に含まれる市町村と相談した上で都道府県が市町村に対して行い、当該市町村が保育サービスの提供主体に対し、要請を行ってください。
 - (2) 「従業員の子ども等が通う保育施設等が臨時休業になった場合における当該従業員の勤務について、事業者に対し、配慮を行うよう要請する。」こと。
※ 厚生労働省においては事業者団体に対し、配慮を行うよう要請することとしており、自治体においてもそれぞれの地域における事業者団体へ要請を行ってください。
- 3 なお、臨時休業を行うとした場合にも、「確認事項」Q&Aにあるように、医療関係業務に従事する保護者等でどうしても保育サービスの利用が必要となるケースが考えられます。そのため、次のような例を参考にしながら、都道府県保健部局等とも連携し、対応策を検討しておいてください。

[対応策の例]

- ・保育サービスの提供主体の中から、分散して小規模で実施
- ・現に勤務している保育士の自宅での臨時的な一時預かり

上記については、あくまで例示ですので、都道府県・市町村において、既存の保育サービス資源を活用した対応を検討して頂くようお願いします。

(問合せ先)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課
電話：03(5253)1111
課長補佐 川 鍋 (内線7922)
予算係長 川 岸 (内線7927)